

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 8 年 10 月

静 岡 市

目	次
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	… 1
1 静岡市の概要	… 1
2 静岡市の農業の概要及び現状	… 1
3 農業経営体の現状と課題	… 2
4 静岡市における農業の目標	… 2
5 農業経営基盤強化のための方策	… 3
6 企業等の農業参入支援	… 3
第2 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	… 4
第3 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標	… 14
第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	… 18
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	… 18
2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成の考え方	… 19
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	… 19
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供	… 20
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	… 20
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する事項	… 20
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	… 20
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	… 20
1 地域計画推進事業に関する事項	… 21
2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	… 22
3 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の促進	… 22
4 農用地利用改善事業に関する事項	… 22
5 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	… 25
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	… 26
7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	… 26
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	… 27
第7 その他	… 28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 静岡市の概要

静岡市は、年間を通じて温暖な気候に恵まれ、約 66 万人の人口を抱える政令指定都市である。また、東西約 50km、南北約 83km に及ぶ広大な面積は 1,411.93 km²と全国の市町村の中でも第 5 位の広さを誇り、山間部から沿岸部まで豊かな自然環境に恵まれているほか、芸術の源泉と信仰の対象である世界文化遺産・富士山の構成資産の 1 つとして登録されている「三保松原」や、ユネスコエコパークとして登録されている「南アルプス」など、世界に認められた自然や文化を有している。

また、首都圏と中京圏の中間に位置する本市は、古くから交通の要衝として重要な役割を果たしており、東海道新幹線の駅や東名高速道路、新東名高速道路のインターチェンジ等が整備されている。近年では、中部横断自動車道の開通により山梨県やその周辺地域との結びつきが一層強化され、観光や物流による人やモノの交流が進んでいる。

2 静岡市の農業の概要及び現状

静岡市の行政区は、葵、駿河、清水の 3 区からなり、農業生産においては、年間を通じ温暖な気候と特色ある地形を有効に活用しながら行われ、地域の環境、特性を踏まえると、南部地域、都市近郊地域、中部山沿い地域、山間地域の 4 つの地域に大別することができる。

駿河区から清水区の三保半島にかけての海岸線に沿った地域からなる南部地域では、温暖な気候条件を活かし、枝豆、トマト、葉生姜等の施設野菜や石垣イチゴによる観光イチゴ狩りのほか、長田地区では桃などの落葉果樹の生産が行われている。

都市近郊地域では、市街化区域内農地を活用した露地野菜や施設野菜の生産が行われているほか、その周辺地区においては傾斜を活用した茶や柑橘が生産されている。

葵区の安倍川中流域に位置する美和地区や、藁科川流域に位置する藁科地区、清水区の庵原、興津、由比、蒲原の各地区からなる中部山沿い地区は、本市の中核的な樹園地農業地帯であり、温州みかんなどの柑橘や茶の栽培を主体に、平坦地では、イチゴやトマトなどの施設野菜、バラなどの施設花き、自然薯などの生産が行われている。

葵区の大河内、梅ヶ島、玉川、清沢、大川の各地区や清水区の小島、両河内地区からなる山間地域は、茶やワサビ、筍などの生産が行われている。

このような中、静岡市の基幹作目である「茶」においては、碾茶への転換や海外市場の開拓など、収益を高める取組が実施されているほか、安定した農業経営を実現するため、茶を補完する作物との複合経営も行われている。

一方、温州みかんなどの柑橘においては、農作業の効率化や機械化等による省力化に適した基盤整備の推進により、大規模な経営を行う経営体や後継者の確保・育成が行われている。

施設野菜、施設花きにおいては、省力化や高品質化のための機械施設の整備や市場性の高い品種の導入、販売機会の多様化などの取組が行われている。

3 農業経営体の現状と課題

静岡市の農地は、その大半が山間傾斜地であるほか、限られた平坦農地も都市化の進展による改廃、非農地との混在化が進行している。

2025 年農林業センサスによると、市の農業経営体数は、葵区、駿河区、清水区の合計で 2,317 経営体となっており、2020 年からの 5 ケ年で 718 経営体(△23.6%)減少した。個人経営体の基幹的農業従事者の平均年齢は、葵区 69.68 歳、駿河区 67.5 歳、清水区 68.7 歳であることから、今後、経営体数の減少や従事者の高齢化が更に進むことが想定される。

このような状況を受け、農業を将来に渡り持続的に維持していくためには、優良農地の確保や基盤整備事業などにより生産環境の改善を行い、農作業の省力化や経営の効率化を図るとともに、併せて新規就農や企業の農業参入など担い手の確保・育成を行い、次世代への継承を着実に進めていく必要がある。

4 静岡市における農業の目標

静岡市は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね 10 年後の将来の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、新規就農者など次世代を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。

認定農業者の農業経営改善計画における経営の指標は、主たる農業従事者 1 人あたり、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得は概ね 500 万円以上、年間労働時間は 1,600～2,000 時間の水準を実現できるものとし、指標に基づく営農類型を設定し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が達成すべき法第 14 条の 4 第 1 項に定める青年等就農計画における経営の指標は、農業を主業とする農業経営体としての定着が見込めるよう、主たる農業従事者 1 人あたり、農業経営開始から 5 年後の年間農業所得は概ね 300 万円以上、年間労働時間は 1,600～2,000 時間の水準を実現できるものとし、指標に基づく営農類型を設定し、認定を受けた青年等（以下、「認定新規就農者」という。）の計画達成に向けた取組を支援し、認定期間満了後は認定農業者への移行を促す。

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成においては、就農相談から営農定着までの細やかな支援が重要なことから、法第 19 条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する計画」（以下「地域計画」という。）に農業を担う者として位置

付け、農業委員会や農地中間管理機構においては農地の利用調整を行い、農業協同組合等においては、作物の栽培や経営管理の指導を行う。

- ・農業経営改善計画における経営指標（主たる農業従事者1人あたり）

年間農業所得	年間労働時間
概ね500万円以上	1,600～2,000時間

- ・青年等就農計画における経営の指標（主たる農業従事者1人あたり）

年間農業所得	年間労働時間
概ね300万円以上	1,600～2,000時間

5 農業経営基盤強化のための方策

静岡市は、市の農業を担う者が実施する生産性や収益性の向上を図る取組を支援するため、法第17条第1項に定める農業経営基盤強化促進事業（以下「農業経営基盤強化促進事業」という。）のほか、農作業の省力化やスマート農業の導入など経営の効率化、雇用等の労働力確保、農産物の加工、販売や観光など農作物の付加価値向上に資する措置を総合的に実施する。

さらに、経営熟度に応じ、マーケットの変化に対応し得るビジネス感覚に優れた農業経営体を育成する。

また、農業経営改善計画や青年等就農計画の達成において、必要となる農用地の利用集積や農業経営の基盤強化を促進するための措置を総合的に講ずるため、市、農業者代表、農業委員会、農業協同組合及び県農林事務所で構成する「静岡市担い手育成総合支援協議会」を設置する。

加えて、持続的な農業生産を維持していくため、認定農業者や認定新規就農者など意欲ある農業経営体を、経営体毎利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に位置付け、地域農業の将来を見据えた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として「地域計画」を策定する。

「地域計画」の推進においては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））第2条第3項の積極的な活用を図り、円滑な農用地の集積・集約を推進するほか、地域での話し合いを通し、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化の推進等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

6 企業等の農業参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、静岡県農業法人誘致推進連絡会などの関係機関と連携し、地域農業との調和の下、企業等の農業参入を支援し、地域の新たな担い手としての育成を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

(1) 静岡市においては、気候的・地形的条件により多様な農業経営が営まれているが、そのうち、代表的な農業経営種目について経営モデルを提示した。

(2) 経営モデルは、家族経営（従事者2人）を基本に必要なに応じて雇用者を加えた。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (自園自製自 販＋碾茶用生 葉販売)	茶 3.0 ha	製茶機械 仕上げ茶機械施設 製茶工場 販売店舗 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
茶 (自園自製自 販＋買葉)	茶 3.5 ha ・自園 2.5ha ・買葉 1.0ha	製茶機械 仕上げ茶機械施設 製茶工場 販売店舗 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー		
茶 （共同工場） ①生葉生産 ＋仕上茶販売 ※生葉は煎茶 用	茶 5.0 ha	製茶機械 仕上げ茶機械施設 製茶工場 販売店舗 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
茶 （共同工場） ②生葉生産 ＋仕上茶販売 ※生葉は煎茶 用＋碾茶用	茶 5.0 ha	製茶機械 仕上げ茶機械施設 製茶工場 販売店舗 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフオー		
茶 (生葉) ※生葉は煎茶 用+碾茶用	茶 3.5 ha	倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフオー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
茶(生葉) +その他 ※その他は野 菜、筍、自然 薯、花木、椎 茸等	茶 1.0 ha その他 1.0 ha 計 2.0 ha	倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール トラック バックフオー その他作物に必要な施設・機械	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
柑橘 (温州)	柑橘 1.5 ha	S S (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 防風ネット 貯蔵庫	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		フォークリフト モノレール トラック バックフォー	分離 ・作業日誌の記帳	
柑橘 (温州 + 中晩柑)	柑橘 1.6 ha ・温州 1.0ha ・中晩柑 0.6ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 防風ネット 貯蔵庫 フォークリフト モノレール トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
柑橘 (温州) + その他 ※その他は落 葉果樹、花木、 野菜等	柑橘 1.0 ha その他 0.2 ha 計 1.2 ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 防風ネット 貯蔵庫 フォークリフト モノレール 作業場 (荷造調整等) トラック バックフォー その他作物に必要な施設・機械	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
落葉果樹	落葉果樹 0.5ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 果樹棚 防鳥ネット 貯蔵庫 冷蔵庫 フォークリフト 作業場 (荷造調整等) トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 (イチゴ)	施設面積 0.3ha 作付面積 0.3ha	ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		炭酸ガス発生機 動力噴霧機 予冷庫 育苗施設 作業場（荷造調整等） トラック	分離 ・作業日誌の記帳	
施設野菜 （観光イチゴ狩り）	施設面積 0.4ha 作付面積 0.4ha ※入込客数 5,500 人／ 年	ビニールハウス（石垣） 自動灌水施設 販売店舗 加工施設 予冷庫 育苗施設 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 （トマト）	施設面積 0.3ha 作付面積 0.3ha	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 （枝豆）	施設面積 0.3ha 作付面積 1.2ha ※枝豆4作	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 （トマト＋枝豆）	施設面積 0.3ha 作付面積	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

	0.6ha ※トマト 1 作 0.3ha+枝豆 1 作 0.3ha	暖房機 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	
施設野菜 （葉生姜＋葉 ネギ）	施設面積 0.2ha 作付面積 0.6ha ※葉生姜 1 作 0.2ha＋葉ねぎ 2 作 0.4ha	ビニールハウス 自動灌水施設 動力噴霧機 耕耘機 予冷庫 葉生姜洗浄機 ネギ皮むき器 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
露地野菜 （自然薯）	自然薯 0.5 ha	育苗用網室ハウス つる誘因棚 動力噴霧機 耕耘機 予冷庫 作業場（荷造調整等） トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
露地野菜 （複合）	耕地面積 1.0ha 作付面積 2.0ha	ビニールハウス（育苗） 動力噴霧機 耕耘機 予冷庫 洗浄機 計量器 作業場（荷造調整等） トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設花き （バラ）	バラ 0.3 ha	硬質フィルムハウス ロックウール栽培施設 暖房機 ヒートポンプ	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		予冷库 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	分離 ・作業日誌の記帳	
施設花き （オンシジュー ム）	オンシジューム 0.3 ha	硬質フィルムハウス 自動灌水施設 暖房機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設花き （トルコギキョ ウ）	トルコギキョウ 0.3 ha	ビニールハウス 自動灌水施設 暖房機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
山葵 （水ワサビ）	山葵 0.2 ha	畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 保冷库 作業場（荷造調整等） 加工施設 販売店舗 トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
山葵 ＋茶（生葉） ※生葉は煎茶 用＋碾茶用	山葵 0.1 ha 茶 1.2 ha 計 1.3 ha	畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 作業場（荷造調整等） トラック バックフォー	・作業日誌の記帳	
水稲【出作】	水稲 12.5 ha	田植え機 トラクター コンバイン 乾燥機 籾摺り機 色彩選別機 播種機 育苗機 管理機 動力噴霧機 低温貯蔵庫 トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
椎茸 （菌床）	栽培培地数 17,000 床	発生舎 養生舎 栽培棚台車 詰込機 攪拌機 コンベアー 空調機 冷凍機 冷蔵庫	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

		包装機 フォークリフト 作業場（荷造調整等） トラック		
椎茸 （原木）	ホダ木本数 所有 10,000 本 用役 4,000 本	植菌機 植菌室 発生舎 養生舎 空調機 冷水機 包装機 フォークリフト 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
肉用牛 （交雑種肥育）	出荷頭羽数 100 頭	肥育舎 堆肥舎 飼料庫 糞尿処理施設 混合乾燥機 シャベルローダー ロールベアラ フォークリフト トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
養鶏 （採卵鶏）	飼養頭羽数 20,000 羽	成鶏舎 育成舎 自動給餌機 鶏糞処理場 洗卵選別機 ショベルローダー フォークリフト 配送車 作業場（荷造調整等） 販売施設 トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
養鶏 （ブロイラー）	出荷頭羽数 140,000 羽	成鶏舎 育成舎	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時

		自動給餌機 鶏糞処理場 ショベルローダー フォークリフト 作業場（荷造調整等） トラック	・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	雇用の確保
養豚 （子取り型）	出荷頭羽数 1,000 頭	肥育舎 分娩舎 子豚舎 種豚舎 堆肥舎 飼料庫 糞尿処理施設 混合乾燥機 シャベルローダー フォークリフト トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
養蜂 交配用蜂販売	飼育群数 250 群 交配用蜂販売 700 群 蜂蜜販売 1,000kg	巣箱 巣枠 遠心分離機 一斗缶 貯蔵タンク 加温装置 ろ過装置 作業場（荷造調整等） 販売施設 トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として主要な営農類型を示すと次のとおりである。

- (1) 静岡市においては、気候的・地形的条件により多様な農業経営が営まれているが、そのうち、代表的な農業経営種目について経営モデルを提示した。
- (2) 経営モデルは、家族経営（従事者2人）を基本に必要なに応じて雇用者を加えた。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉) ※生葉は煎茶用+碾茶用	茶 2.2 ha	倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(生葉) +その他 ※その他は野菜、筍、自然薯、花木、椎茸等	茶 1.0 ha その他 0.5 ha 計 1.5 ha	倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

		その他作物に必要な施設・機械		
柑橘 (温州 + 中晩柑)	柑橘 1.0 ha ・温州 0.7ha ・中晩柑 0.3ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 防風ネット 貯蔵庫 フォークリフト モノレール トラック バックフォア	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
柑橘(温州) +その他 ※その他は落 葉果樹、花木、 野菜等	柑橘 0.7 ha その他 0.1 ha 計 0.8 ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 防風ネット 貯蔵庫 フォークリフト モノレール 作業場(荷造調整等) トラック バックフォア その他作物に必要な施設・機械	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
落葉果樹	落 葉 果 樹 0.3ha	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 果樹棚 防鳥ネット 貯蔵庫 冷蔵庫 フォークリフト 作業場(荷造調整等) トラック バックフォア	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 (イチゴ)	施設面積 0.2ha 作付面積 0.2ha	ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇 炭酸ガス発生機 動力噴霧機 予冷库	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		育苗施設 作業場（荷造調整等） トラック		
施設野菜 （トマト）	施設面積 0.2ha 作付面積 0.2ha	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設 暖房機 予冷库 耕耘機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 （枝豆）	施設面積 0.2ha 作付面積 0.8ha ※枝豆4作	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設 暖房機 予冷库 耕耘機 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
露地野菜 （自然薯）	自然薯 0.3 ha	育苗用網室ハウス つる誘因棚 動力噴霧機 耕耘機 予冷库 作業場（荷造調整等） トラック バックフォー	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
露地野菜 （複合）	耕地面積 0.6ha 作付面積 1.3ha	ビニールハウス（育苗） 動力噴霧機 耕耘機 予冷库 洗浄機 計量器 作業場（荷造調整等）	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

		トラック バックフォー		
施設花き (バラ)	バラ 0.15 ha	硬質フィルムハウス ロックウール栽培施設 暖房機 ヒートポンプ 予冷庫 動力噴霧機 作業場（荷造調整等） トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
山葵 (水ワサビ)	山葵 0.1 ha	畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 保冷庫 作業場（荷造調整等） 加工施設 販売店舗 トラック	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

静岡市において、確保及び育成すべき「農業を担う者」とは、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者及び基本構想水準到達者、並びに青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者及び計画の認定を受けていない新規就農者とする。

認定農業者に対しては、農業経営改善計画の達成を支援するとともに、農業経営改善計画の達成状況を踏まえ認定期間終了に伴う再認定を推進する。

また認定新規就農者については、青年等就農計画の達成を支援するとともに、認定期間満了後は認定農業者への移行を促す。

さらに基本構想水準到達者や計画の認定を受けていない新規就農者に対しては、農業経営改善計画の策定及び認定に向け必要な支援を行う。

(1) 農業を担う者を育成・確保するための方策

- ① 経営分析による経営の合理化、家族経営協定締結による労働時間、休日等の就業条件や役割分担の明確化、低利融資等の農業金融の効果的な活用を促進する。
- ② 経営規模の拡大にあたっては、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業の積極的な活用により、「農業を担う者」への農用地の集積、集約化を行う。
- ③ 生産性向上と労働環境の改善を図るため、農業生産基盤の整備によりほ場の集団化及び大区画化を図る。またスマート農業技術の導入促進により、作物に応じた栽培技術の高度化、効率化等を推進する。
- ④ 環境に配慮した栽培技術や有機JAS認証の取得、省エネ機器の導入等を促進することにより、農業生産における環境負荷の低減を推進する。
- ⑤ 農業経営におけるリスクを軽減するとともに、食の安全に対する消費者の信頼や労働安全を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の取組を促進する。
- ⑥ 農業経営や地域の重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されている女性の視点を生かした収益性の高い農業経営を育成するため、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請による女性の経営参画や女性農業経営者の育成を促進する。
- ⑦ 自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にするため、農業保険等の加入を促進する。また関係機関と連携し、農業の事業継続に影響を与えるようなリスクに冷静に対処し、被害を最小限にするための取組を推進する。

(2) 持続可能な農業経営体への発展を促すための方策

効率的かつ安定的な農業経営の内容に応じて、一定の経営規模の確保等により経営継承される持続可能な農業経営体への誘導、雇用による労働力の確保やマーケットインの考え方に基づく販路拡大及び法人化や、企業的な経営を展開するビジネス感覚に優れた経営体への発展を推進する。また、サービスや商品提供等を行う農業経営体に対しては、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し消費者ニーズに沿っ

た販売戦略を推進する。

(3) 地域の実情に応じた多様な経営体を確保・育成するための方策

中山間地域等育成すべき経営体の確保が当面困難な地域においては、その実態に即して、地域農業との調和の下に、企業等の農業参入や農作業受託組織、定年帰農者等も参画した集落営農組織の育成など、多様な担い手の確保・育成を推進する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成においては、認定新規就農者を令和12年度に累計30経営体確保することを目標に、静岡市は、農業委員会、農業協同組合や県農林事務所及びその他の農業関係団体等で構成する「静岡市担い手育成総合支援協議会」により、青年等就農計画の作成支援や認定審査、その他の支援措置を総合的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するための方策

- ① 独立自営就農を目指す者を支援するため、受入農家、農業協同組合、農業委員会、県農林事務所、市等で構成する地域受入連絡会において長期の技術習得研修を実施する。
- ② 農業協同組合においては、トレーニングファームを運営し、作物の生産技術や就農に向けた経営管理を習得する研修を実施する。
- ③ 静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部と連携し、生産技術や経営管理、先端技術を活用したスマート農業、加工品の開発・販売やマーケティングなどを学ぶ機会や、求職者と農業法人等とのマッチングの機会を創出する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

静岡市は「農業を担う者」の確保・育成にあたって、県農林事務所、県農業経営・就農支援センターや、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施や、農地の確保に向けた情報収集のほか、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業委員会は「農業を担う者」に対して農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、紹介等を行う。
- (2) 地域計画の作成区域においては、市は関係機関と連携し「農業を担う者」を受け入れるため意識啓発等を行う。
- (3) 農業協同組合は、経営作物の栽培指導や経営移譲等を希望する農業者の情報を収集し関係機関へ提供を行うとともに、その他必要なサポートを行う。
- (4) 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業（がんばる新農業人支援事業）を実施する。
- (5) 県農業経営・就農支援センターは、就農相談他就農促進活動を実施する。

- (6) 農業協同組合と市は連携し、トレーニングファームによる農業人材の育成を実施する。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

静岡市は、県青年農業者等育成拠点が実施する「がんばる新農業人支援事業」の就農希望者の研修受入組織である地域受入連絡会や市内の農業協同組合等と連携し、主要作物に応じた就農希望者の受入体制や研修内容、就農後の農業経営等において必要となる情報を収集・整理し、県や県青年農業者等育成拠点に提供する。

また、農業経営の次世代への継承を支援するため、農業協同組合等と連携を図り、支援を行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

静岡市における認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
55%	目標年次は、おおむね10年後とする

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者のほか、農業を担う者に対する農用地の集約を進めるため、地域における話合いに基づき、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組むことで、分散錯圃の解消を目指す。

また、将来的に担い手の不足が危惧される地域においては、新規就農の促進や経営規模の拡大を目指す農業法人等の誘致の可能性について検討する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

静岡市は、県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、市

の農業の特色である施設型集約農業、樹園地集約農業及びそれら複合経営の展開や、兼業化の進行などの状況を考慮して、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとし、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の促進
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期に配慮した形で設定することとし、その開催にあたっては様々な機会を通じて周知を図る。

参加者は、農業者をはじめとして市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、部農会、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場に関する問い合わせ等の窓口は経済局農政部農地利用課に置く。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、原則、農業協同組合の旧支店単位の区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用を見込むことができず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定、変更にあたり、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の促進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の導入によるほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域の農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

4 農用地利用改善事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等で組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6 号ー 1 の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市掲示板に提示し公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地

利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の受託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の

設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、及び農業協同組合が指導、助言を求めてきたときは、静岡市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進

③ 効率的な農作業の受託を行う生産組織または大規模農家の育成

④ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

⑤ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置と連携の強化

⑥ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分的な農作業の受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進

⑦ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業

の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、関係団体と協調して経営改善窓口の設置、経営改善研修会の参加推進、先進的経営体への現場研修の斡旋等を体系的に行い、経営改善計画の作成及び目標達成のための支援を実施する。

また、農作業の効率化を図るため、スマート農業や経営多角化、IPM（総合的病害虫・雑草管理）・GAP（農業生産工程管理・適正な農業）等の取組、雇用労働力の確保を安定的に行うための体制や、環境に配慮した農業経営について検討するものとする。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

市は第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくために、関係機関等との連携のもと、以下の取り組みを重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

① 受入環境の整備

県農業経営・就農支援センターや県農林事務所、農業協同組合、市移住関係部署などと連携しながら、市内外のイベントやホームページ等の活用により、就農希望者に対して市内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、就農希望者の技術習得支援のための静岡県立農林環境専門職大学との情報共有についても検討していく。

② 中長期的な取り組み

生産者との交流、農業体験などを通じ、農業が青年等の職業選択肢の一つとなるような啓発活動を充実させる。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

県農林事務所、農業委員、農業協同組合等と連携、協力して、巡回指導、面接の実施により当該青年等の営農状況の把握に努め、支援を効率的かつ適切に行う仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

就農初期段階の新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域全体でサポートしながら、地域農業の担い手として育成する地域体制を強化する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等

就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、経営力を高め確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センター、生産技術や経営ノウハウの取得並びに就農後の営農指導やフォローアップについては農業協同組合や認定農業者等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等が、役割を分担しながら各種の取り組みを進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

静岡市は、1 から 7 に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、急峻な山間傾斜地農地の改善のために進めている基盤整備事業の実施及び計画に関して、竣工後の農地の効率的かつ安定的な利用を図るため、関係機関、受益組織と連絡調整を図るものとする。
- ② 市の農道整備は、中部山沿地域や山間地において整備が遅れている。このため、地域の実情にあわせながら、基幹道路から支線道路に至るまで農地の有機的な連絡整備を図るとともに、効率的な農道網の整備を実施する。特に、傾斜地の樹園地については、農道整備及び補完する単軌道運搬施設の導入を図るとともに適地については、農地造成及び園地の再整備等の基盤整備を実施する。
- ③ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- ④ 市は、農業振興地域整備計画の策定及び管理に関しては、農用地区域の効率的かつ安定的な農業利用を図るために当該基本構想と調整を行うものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

静岡市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、この検討結果を踏まえ、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現施策等について、各関係機関、団体との調整を図るものとする。また、この結果を踏まえて、年度別実施計画（アクションプログラム）の策定においては、当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営の育成と農用地の効率的利用を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、静岡市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、旧静岡市基本構想（平成7年2月28日施行、平成12年7月25日一部改正施行）並びに旧清水市基本構想（平成7年3月6日施行、平成12年3月31日一部改正施行）を改正し平成15年11月7日から施行する。
- 2 この基本構想を改正し平成18年5月22日から施行する。
- 3 この基本構想を改正し平成19年2月1日から施行する。
- 4 この基本構想を改正し平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想を改正し平成26年10月1日から施行する。
- 6 この基本構想を改正し令和4年3月31日から施行する。
- 7 この基本構想を改正し令和5年9月29日から施行する。
- 8 この基本構想を改正し令和8年10月1日から施行する。